

## 第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の 構成案及び策定に関する要点について

### 1 趣旨

- ⇒ ・ 計画期間（5年間）等について記述する
- ・ 第二期計画における取組状況について記述する

### 2 区域の設定

- (1) 区域設定にあたって
- (2) 県設定区域
- ⇒ ・ 県内の状況が大きく変化しているわけではなく、前回と同様の区域を設定する

### 3 教育・保育の量の見込み、確保方策

- (1) 量の見込みの設定にあたって
- (2) 確保方策の設定にあたって
- (3) 教育・保育の量の見込み、確保方策
- (4) 認可、認定に係る需給調整の考え方
- ⇒ ・ 「こども誰でも通園制度」に関する記述を追加する

※「量の見込み」とは潜在ニーズを含めた需要の意味で、「確保方策」とは行政サービスの供給の意味であり、計画では、教育・保育及び地域事業の「量の見込み」（＝どのくらいの需要があるか）を設定し、それに対応する「確保方策」（＝いつ・どのくらい供給するか）を定めます。

### 4 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

- (1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援及び普及に係る考え方
- (2) 県が行う必要な支援
- (3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進方策
- (4) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策
- (5) 幼稚園等と小学校等との連携方策
- ⇒ ・ 認定こども園への移行希望の調査、認定こども園の設置・移行の促進の考え方に関する記述を行う

### 5 地域子ども・子育て支援事業の推進

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策
- (2) 県による重点的な取組
- ⇒ ・ 基本指針に定められた新たな事業に関する記述を追加する  
(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)
- ・ 本支援事業のうちの県の重点的な取組（市町支援）に関する検討が必要である  
(第一期・第二期：病児保育事業、放課後児童対策、妊産婦・乳幼児ケアの充実)

### 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- ⇒ ・ 幼児教育・保育の無償化（指導監督基準を満たさない認可外保育施設への対応）に関する記述を行う

## 7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1) 人材確保

(2) 資質の向上、専門性の確保

⇒・保育士・保育教諭等の必要見込み数については、新たな児童の年齢別の配置基準に留意して算定する

## 8 教育・保育情報の公表

(1) 公表の方法

(2) 公表の内容

(3) 情報の公表時期及び更新頻度

⇒・状況の変化等に応じ、必要な見直しを行う

## 9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) 社会的養育の充実

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

(4) 障がい児施策の充実等

(5) 外国につながる子どもへの支援

⇒・「三重県社会的養育推進計画」や「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」との整合を図る

・子どもの権利擁護に関する事項（児童相談所による意見聴取、子どもの意見表明の環境整備）に関する記述を追加する

## 10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

⇒・状況の変化等に応じ、必要な見直しを行う

## 11 計画を推進するために

(1) 進行管理

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

(3) 待機児童解消のための協議会の設置

⇒・状況の変化等に応じ、必要な見直しを行う

\*本計画の構成については、今後の策定過程の中で変更することがあります。